

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第2項の規定に基づく行政監査並びに同条第5項の規定に基づく随時監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年12月27日

山形市監査委員 玉田芳和

同 伊藤明彦

同 浅野弥史

記

1 定例監査及び行政監査

- (1) 監査の対象部課等
- | | |
|-------|---|
| 環境部 | ごみ減量推進課 |
| 教育委員会 | 社会教育青少年課、学校給食センター
第二小学校、第四小学校、第六小学校、第八小学校、
西山形小学校、村木沢小学校、大曾根小学校、
第一中学校、金井中学校、高楯中学校 |

- (2) 監査の期間 令和6年11月6日から令和6年12月26日まで

- (3) 監査の範囲

ア 定例監査 令和5年度の事務事業の執行状況

イ 行政監査 令和5年度の各種団体等の経理事務

- (4) 監査の結果

ア 定例監査

部課等名	監査の結果
環境部 ごみ減量推進課	指摘する事項はなかった。
教育委員会 社会教育青少年課	指摘する事項はなかった。
教育委員会 学校給食センター	指摘する事項はなかった。
教育委員会 小・中学校	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 備品の管理事務において、現物が確認できないものがあった。 (西山形小学校)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕運機 <p>2 防火対策において、消防計画に基づく回数の消防訓練を実施していなかった。（第一中学校、高楯中学校）</p> <p>3 警備報告書において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 火気の消し忘れについて、12月から3月の間で2日2件の指摘があったもの（第二小学校）</p> <p>(2) 1階部分の未施錠・開放について、12月から3月の間で指摘があったもの（第二小学校、第六小学校、第八小学校、第一中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二小学校 4日 5件 ・ 第六小学校 3日 3件 ・ 第八小学校 3日 3件 ・ 第一中学校 3日 5件
--	---

イ 行政監査

部課等名	監査の結果
環境部 ごみ減量推進課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 各種団体の経理事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 切手類受払簿において、受払の記載がないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量・もったいないねット山形 <p>(2) 預金通帳と口座の届出印を同一の手提げ金庫で保管しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国都市清掃会議東北地区協議会山形県連絡協議会 ・ ごみ減量・もったいないねット山形
教育委員会 社会教育青少年課	指摘する事項はなかった。
教育委員会 学校給食センター	該当する監査項目はなかった。
教育委員会 小・中学校	該当する監査項目はなかった。

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 定例監査 財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

イ 行政監査 事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等に基づき適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

2 随時監査

- (1) 監査の対象部課等 教育委員会 教育企画課
- (2) 監査の期間 令和6年11月6日から令和6年12月26日まで
- (3) 監査の範囲 定例監査対象の小中学校に係る令和5年度の財産の貸付、使用許可状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
教育委員会 教育企画課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 行政財産目的外使用許可事務において、次のようなものがあった。 (1) 法定外公共物占用許可に該当する電力柱について、行政財産目的外使用として許可されているもの ・ 山形市立大曾根小学校（電力柱設置のため） (2) 法定外公共物占用料に該当する電力柱について、行政財産目的外使用料として過大に徴収されているもの ・ 山形市立大曾根小学校（電力柱設置のため） (3) 使用料が過少に徴収されているもの ・ 山形市立第八小学校（電気通信設備設置（小学校）のため）

- (5) 準拠基準 山形市監査基準

(6) 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。